

森林と大地と人が輝くまち

# しもかわ GIKAI



第4回定例会「農業振興基本条例を継続審査」ほか	3～5
第6・7回臨時会「令和元年度決算認定特別委員会結果報告」ほか	6～7
一般質問「下川のここが聞きたい」5名の議員が登壇	8～13
令和2年度町内所管事務調査結果報告、編集後記	14
下川町議会基本条例（案）パブリックコメント ほか	15～22

表紙の写真 「2020年の下川町議会活動の様子」より

しもかわ議会だより





# 謹賀新年

初春を迎え  
 謹んで新年のご挨拶を申し上げます。  
 本年も皆様にとつて  
 輝かしい一年となりますよう  
 ご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。  
 令和三年 吉日

下川町議会議長 近藤 八郎

下川町議会  
 議長 近藤 八郎  
 副議長 齊藤 好信

◎総務産業常任委員会  
 委員長 大西 功  
 副委員長 小原 仁興  
 委員 齊藤 好信  
 中田豪之助  
 春日 隆司  
 我孫子洋昌  
 蓑谷 春之

◎名寄地区衛生施設事務  
 組合議会議員  
 齊藤 好信  
 蓑谷 春之

◎議会運営委員会

委員長 我孫子洋昌  
 副委員長 中田豪之助  
 委員 齊藤 好信  
 大西 功  
 春日 隆司  
 蓑谷 春之  
 小原 仁興

◎議員会

会長 蓑谷 春之  
 副会長 齊藤 好信

◎議会事務局

事務局長 古屋 宏彦  
 主査 野崎 匡延  
 パートタイム  
 事務職員 安藤 幸恵

◎議会広聴広報特別委員会

委員長 中田豪之助  
 副委員長 小原 仁興  
 委員 齊藤 好信  
 大西 功  
 春日 隆司  
 我孫子洋昌  
 蓑谷 春之



# 第4回 定例会 12/23~25

## 定例会のあらまし

第4回定例会は、12月23日から25日までの3日間開かれました。

町から、補正予算等が提案され、農業振興基本条例を継続審査とし、その他は原案可決しました。

議員提出の決議1件を可決し、一般質問では5人の議員が町長に考えを問いました。



公会館の指定管理一部改正を可決  
農業振興基本条例改正案を継続審査  
定例会後に、議会から町長あてにコロナ対策の  
要望書を提出

### ◆下川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正に対応して所要の改正を行うものです。

(主な改正内容)

- ・育児休業を取得できる非常勤職員の範囲設定
- ・育児休業を取得できる期間の設定

(質疑)

Q：正職員の育児休業の取得率はどうなっているのか。  
A：記憶の中では今年度は1件となっている。

(賛成討論) 「SDGs未来越都市」の下川町なので、役場以外の民間事業者にも正規・非正規に関わらず育児休業の取得率の公表とその向上に努めるべきである。

### ◆農業振興基本条例の一部を改正する条例

農業者、生産組織及び農業団体の自主的な努力と創意工夫を基本とした本町の農業が、若者にとって魅力ある産業として成長し、持続可能な施策となるよう、審議会等の意見を踏まえて

所要の改正を行うものです。  
(主な改正内容)

- ・検討時期規定の追加
- ・補助対象事業の見直し
- ・補助率、限度額の見直し

(質疑)

Q：財政が厳しいから条例改正を行うのか。財政が厳しくなった責任を取らないのか。  
A：他の産業分野を支援する条例と改正時期を合わせるものである。

Q：農業者は営農計画を既に立てており、時期的に唐突ではないか。  
A：農業審議会や農業生産者の意見を聞いて進めてきた。

本案は、総務産業常任委員会に付託され、審査の結果、「農業委員会に正式に諮っていない」「改正予定内容を農業者に周知する必要がある」「関係機関、関係団体から意見を確認する必要がある」ことから、会期中に結審することができず、令和3年第1回定例会まで閉会中の継続審査とすることに決定しました。

### ◆下川町公会館等の指定管理者の指定について

町内の10か所の公会館のうち、8か所について令和3年度から5年間を指定の期間として、指定管理者の候補者として選定したものです。なお、りんどう会館、幸成会館は新年度より指定管理から除外されます。

### ◆定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

産業振興、圏域生活基盤維持対策分野において更なる連携した取り組みを推進するため、一部協定内容を変更するものです。

(質疑)

Q：『定住自立圏共生ビジョン』の「地域公共交通」の項目で、「バス路線数を維持する」とあるが、路線数に加え、1日の本数など、利便性の向上に資する数値目標を掲げるべきではないか。  
A：時間の関係で議論されていないものもある。できるだけ懇談会で話し合いたい。

## ◆行政報告

- ・「下川町生きる力を育む  
・支える自殺対策計画」  
の策定
- ・「下川町強靱化計画」の  
策定
- ・北海道日本ハムファイタ  
ーズ「北海道179市町  
村応援大使」の決定
- ・一般財団法人下川町ふる  
さと開発振興公社令和2  
年度中間決算報告

## ◆「下川町における新型コロナ ウイルス感染症による 差別や誹謗中傷を撲滅する」 決議を採択しました

新型コロナウイルス感染症の国内新規感染者数は高止まりが続き、終息する見込みがない中において、上川管内では重篤感染者が医療措置を受ける予定であった基幹病院で大規模なクラスター感染が発生しました。上川北部の市町村において、クラスター感染の発生は報道されていませんが、上川北部市町村の住民が十分な対策を施していても気がつかないうちに感染してしまうことがあると思われる。

このような状況において、私たちは感染拡大の防止に最大限の注意を払うとともに、正しい情報と知識をもつて、一人一人が冷静に行動しなければなりません。自身を守る行動であると同時に大切な家族、友人並びに地域住民の健康を守ることにつながります。

新聞等によれば、全国的に感染者やその家族に対する非難や差別をするような行動をする者が現れており、大変危惧するところです。

また、感染する可能性がある」とされる不安の中で感染者の治療に専心されている医療機関職員をはじめ、介護・保育などの分野で働いている関係者に対しても偏見による不当な排除行動が見られております。

これらの行為行動は決して許されるものではありません。

「差別や偏見がない町」を目指して、下川町議会は次のとおり決議するものです。

- 1 新型コロナウイルス感染症を特定しようとする

こと、及び感染者に対し非難や差別的な言動や排除する行為は、厳に慎むこと

- 2 感染の危険が高い分野に従事されている医療機関や福祉施設の関係者、並びに日常生活を支えている関係者の家族に敬意を払うこと

## ◆町長あてに要望書を提出 しました（12月25日）



役場2階応接室にて、要望書を手渡す近藤議長

その後も、依然として町内には厳しい生活を強いられる状況があると考えられることや、町や民間団体等が主催する行事の多くが中止若しくは延期となったものの、例外的な取り扱いはあり、判断基準が不明のため感染症拡大の心配から町民が不安を抱えているとの意見もあります。

そこで、次の事項を施策に生かされるよう議会の総意として要望書を提出しました。要望事項は次のとおりです。

- 1 集会、イベントなどのガイドラインの策定及び公表について
- 2 切れ目のない支援の実施について
- 3 地域経済を支えるすべての営み、生業の維持について
- 4 新型コロナウイルス感染症と冬期災害等複合災害への備えについて

## ことば

どう ろん 論・・・ 本会議や委員会で議題となっている案件について、表決をする前に、議員個人として賛成・反対の意見を表明することをいいます。

ふ たく 託・・・ 本会議で議題となっている案件について、質疑が終了した後さらに詳しく検討を加えるために、所管の常任委員会や特別委員会などに審査を委託することをいいます。





# 令和2年第4回定例会に提出された議案と結果(12月23日～12月25日)

件名	結果
○ 下川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	可決
○ 下川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例	〃
○ 下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	〃
○ 下川町公営住宅管理条例の一部を改正する条例(元町団地 1棟3戸)	〃
○ 下川町農業振興基本条例の一部を改正する条例	継続審査
○ 下川町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	可決
○ 下川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	〃
○ 名寄地区衛生施設事務組合理約の変更について	〃
○ 下川町公区会館等の指定管理者の指定について(上名寄第1公区会館 外7公区会館)	〃
○ 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	〃
◎ 下川町議会活性化等調査特別委員会中間報告	報告済
◎ 「下川町における新型コロナウイルス感染症による差別や誹謗中傷を撲滅する」決議	可決

※下川町議会活性化等調査特別委員会中間報告はこちら→

※下川町議会基本条例(案)のパブリックコメントは15ページからになります。



## 令和2年度補正予算

会計	補正額	補正後の額	主な補正内容	結果
○ 一般会計(第9号)	△4,641万円	56億4,689万円	事務事業の確定及び執行見込み等、ふるさと納税促進事業に係る経費、町道除排雪に係る経費 など	可決
○ 下水道事業(第3号)	△987万円	1億9,105万円	事業の確定 など	〃
○ 簡易水道事業(第3号)	△210万円	9,616万円	事業の確定 など	〃
○ 特別会計 介護保険事業(第5号) (保険事業勘定)	201万円	4億9,167万円	介護報酬改定等に伴うシステム改修 など	〃
○ 特別会計 介護保険事業(第5号) (介護サービス事業勘定)	41万円	3億5,409万円	パートタイム会計年度任用職員に対する特殊勤務手当支給に伴う経費 など	〃
○ 国民健康保険事業(第5号)	108万円	5億557万円	額の確定に伴う国庫支出金等返納金 など	〃
○ 後期高齢者医療(第3号)	61万円	6,838万円	額の確定に伴う事務費負担金及び保険料等負担金 など	〃

○町長提出議案

◎議員又は委員会提出議案



## ことば

けいぞくしんさ  
継続審査・・・委員会に付託された案件について、その会期中に審査が終了せず、議会閉会中も引き続き審査を行うことをいいます。

ぎょうせいほうこく  
行政報告・・・重要な事業の執行状況や議会閉会中の主なできごとについて、執行機関側から議会に対し、口頭又は文章で行う報告のことをいいます。

## 第6回 臨時会 11/9

### ◆令和元年度決算認定特別委員会結果報告

11月9日に開会した第6回臨時会では、認定案件2件を含む4件が提案され、審議を行いました。

「令和元年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について」「令和元年度下川町公営企業会計決算認定について」小原決算認定特別委員長から審議経過と結果を報告しました。

特別委員会として、一部の事業執行に対して町民の合意を得られていないこと、連携協定の相手方の信頼回復が実現できなかったこと、議会の意見や提言を尊重していないことなど町長の事業執行に疑念が呈されてお

り、今後の事業執行において、適切な執行を講じることとの意見を付し、認定すべきものと決定しました。



第6回臨時会にて、継続事件審査報告を行う小原決算認定特別委員長

### ◆令和2年度下川町一般会計補正予算(第7号)を原案可決

「令和2年度下川町一般会計補正予算(第7号)」では、新型コロナウイルス感染症対策として、社会活動の再開や地域経済の回復などに係る経費が計上されました。主な補正内容は、会議室等における感染症対策に係る経費、テレワーク環境の整備に係る経費、持

続化給付金及びスーパープレミアム商品券の追加支援に係る経費、小中学校の自動水栓化に係る経費などが提案されました。

この議案は総務産業常任委員会へ付託され、委員からの質疑では「スーパープレミアム商品券はいつ頃の追加販売か」に対し、「混乱が起きないように引換券を11月中旬に発行し販売は11月下旬を予定している」、「支援が行き渡ったと認識しているか」に対し、「今後とも検討はしていくが現状行き渡ったものと考ええる」などの質疑や答弁がありました。審査の結果、賛成多数により原案可決しました。

## 第7回 臨時会 11/30

### ◆下川町特別職・職員の給

与に関する条例等の一部を改正する条例を原案可決

11月30日に開会した第7回臨時会では、条例案件3件を含む9件が提案され、審議を行いました。

「下川町特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」、「下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」については、下川町特別職(町長・副町長・教育長)、議会議員、下川町職員の期末手当を年額0・05月分引き下げる内容であり、令和2年12月期末手当を0・05月引き下げるよう読み替える条例改正案を可決しました。

### ◆令和2年度下川町一般会計補正予算(第8号)を原案可決

「令和2年度下川町一般会計補正予算(第8号)」では、新型コロナウイルス感染症対策及び人事院勧告等により計上されました。主な補正内容は、役場庁舎無線LAN環境整備工事に

係る経費、非接触型トイレ改修等工事に係る経費、福祉灯油購入助成に係る経費、五味温泉非接触型トイレ改修工事に係る経費、人事院勧告による給与改定及び異動等に伴う人件費の減額などが提案されました。

本会議での議員からの質疑では「福祉灯油については実施基準額が灯油1㍑当たり90円以上となっているが90円未満の場合実施されないのか」に対し、「実施基準が満たされていないにもかかわらず実施することは可能である」、「五味温泉の指定された場所以外のトイレはいつの時点で交換することになるのか」に対し、「人の出入りが多く優先順位の高いところを優先した。他は、財源を考慮して対応したい」などの質疑や答弁がありました。審査の結果、賛成多数により原案可決しました。



## 令和2年第6回臨時会に提出された議案と結果(11月9日)

件名	結果
○ 令和元年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について	認 定
○ 令和元年度下川町公営企業会計決算認定について	〃
◎ 総務産業常任委員会町内所管事務調査結果報告	報 告 済

### 令和2年度補正予算

会 計	補正額	補正後の額	主な補正内容	結果	
○ 一 般 会 計 (第 7 号)	2,515万円	56億7,020万円	テレワーク環境の整備に係る経費、スーパープレミアム商品券の追加支援に係る経費 など	可決	
○ 病院事業会計 (第 4 号)	病院事業収益	318万円	5億6,518万円	新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金財源変更	〃
	病院事業費用	101万円	5億7,305万円	院内感染対策に係る経費 など	〃
	資本的収入	501万円	2,164万円	新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金財源変更	〃
	資本的支出	532万円	2,601万円	医療機器購入 など	〃

○町長提出議案 ◎議員又は委員会提出議案

## 令和2年第7回臨時会に提出された議案と結果(11月30日)

件名	結果
○ 下川町特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	可 決
○ 下川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	〃
○ 下川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	〃

### 令和2年度補正予算

会 計	補正額	補正後の額	主な補正内容	結果	
○ 一 般 会 計 (第 8 号)	2,310万円	56億9,330万円	人件費、福祉灯油等購入助成に係る経費、児童室に係る感染症対策に係る経費 など	可決	
○ 特 別 会 計	下水道事業 (第 2 号)	△4万円	2億92万円	人件費 など	〃
	簡易水道事業 (第 2 号)	△11万円	9,826万円	人件費 など	〃
	介護保険事業 (第 4 号) (保険事業勘定)	△20万円	4億8,966万円	人件費 など	〃
	介護保険事業 (第 4 号) (介護サービス事業勘定)	1,137万円	3億5,368万円	人件費、感染症対策に係る経費 など	〃
	国民健康保険事業 (第 4 号)	△19万円	5億449万円	人件費 など	〃
○ 病院事業会計 (第 5 号)	病院事業費用	556万円	5億7,861万円	給与費 など	〃

○町長提出議案 ◎議員又は委員会提出議案

# 下川のここが聞きたい 一般質問

第4回定例会では5名の議員が一般質問を行いました。  
町のさまざまな課題等について、議員が町に考えをたずね「一般質問」。  
質問方法は『一括質問方式』と『一問一答方式』があります。(下記参照)

なかた ごうのすけ  
中田 豪之助 議員(9ページ)



(一問一答)

- コロナ禍以降のまちづくり及び町政運営の方針について
- コロナ禍により、ますます厳しい農業に対する政策について

かすが たかし  
春日 隆司 議員(10ページ)



(一問一答)

- 危機に挑戦し続ける町政について

おぼら よしおき  
小原 仁興 議員(11ページ)



(一問一答)

- 町民懇談会の中止について
- 議会基本条例について

あびこ ひろまさ  
我孫子 洋昌 議員(12ページ)



(一問一答)

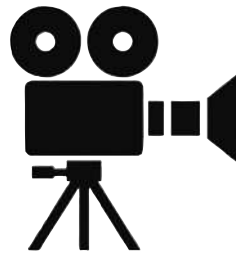
- 新年度予算編成について
- 町内立地企業等の存続について

さいとう よしのぶ  
斉藤 好信 議員(13ページ)





(一問一答)

- コロナ禍における町民の生活を守る支援について



## 【YouTube】

QRコードを読み取ると各議員の一般質問の映像が見られます。

- ・質問と答弁を要約して掲載しておりますので、詳細につきましては、下川町ホームページ、行政情報コーナー(役場庁舎・公民館・ハピネス)にある本会議会議録をご覧ください。
  - ・一般質問を録画したDVDを町民会館図書室で貸し出しを行っています。
  - ・下川町ホームページ(本会議会議録)はこちらから  
- ※公開には一定の期間を要することがあります。



## ことば

いっかつしつもんほうしき

一括質問方式… 議員が質問項目全て一括して質問し、その後、理事者からその質問項目について、一括して答弁を行います。質問回数は3回までとなり、時間に制限はありません。

いちもんいっとうほうしき

一問一答方式… 1つの質問ごとに理事者から答弁を行います。質問回数に制限がなく、時間は1時間を限度としています。





なかた ごうのすけ  
中田 豪之助 議員

# 動画アップスタジオを 設定できないか

町長 条件に合うか今後検証していかなければならない

## コロナ禍以降のまちづくり及び町政運営の方針

**質問** 教育、福祉、産業、自治、行財政全て大切な分野だが特にここは重点を置く、ここを突破口にする、これは死守するという政策はありますか。

**町長** それらはどれも必要不可欠な分野で、「2030年における下川町のありたい姿」の実現には、全分野が重要です。しかし、全国的に新型コロナウイルス感染症の収束が見えず、長期化が懸念され、地域経済にも影響が出ています。町民の暮らしを守るには、特に、産業分野に重点を置いた施策を展開し、コロナ禍以降の中・長期的な視点において、社会変化を的確に捉え、足腰の強い産業づくりを進めて行きます。

**再質問** 産業分野に重点をおいた施策を展開という言葉を聞いて、大変心強い思

いをしています。ただ、足腰の強い産業づくりというのは言葉尻をとらえるわけではありませんが、少しあいまいに思います。政策と今後のビジョン、展開、理想像を語っていないように残念です。リーダーの仕事の一つに成功の定義という事があるそうです。まさに町長は下川町の産業、教育、住民の自治、どういうことが成功なのか。それを1年以内でどうする、10年後はどうする、そういうことを揭示して町民に示して、そこへ向かって引張ってほしいと思います。「結いの森」ではこの冬にはスズキ自動車の予約があり一息つけるが、その後の方策はありますか。

**町長** 12月15日時点の予約状況は、本年12月から令和3年3月までに延べ人数で約570名の予約をいただいています。今後の方策は、国及び北海道の支援策の停

止期間が延長されないことを期待し、行政視察の受入れ、観光、交流事業などのPR等、情勢を注視しながら必要に応じて、支援策を検討してまいりたいと考えています。

**再質問** 春と夏はもう休業、そのような考えはありませんか。

**町長** 現在のところ、まだ、その辺の状況を見据えることができないので、状況に応じて判断、決断をしています。かなければならないと思っています。

**再質問** 一つ提案ですが、春、夏、冬でも、シングル部屋をいくつか改造して、最近リモートワークや動画発信ということが非常にコロナの中での流行し、たくさん利用されています。動画発信には、機材が必要になりしっかりとユーチューブに動画をアップしようと思うと、ある程度のデジカメやマイク、ライトが必要

要になります。このようなものについて少し調べましたら、一式15万円ぐらいでなんとかなります。そういう動画アップスタジオのようなものを結いの森に何部屋か設定して、お客さんあるいは、町民のニーズに応じて、スタジオの使用料いくら、そうして貸し出すと利用も増え、町内町外だけでなく、いろいろ発信するようなアイデアが増えると思います。

**町長** 非常にいいアイデアです。今リモートワーク、テレワークなどのオンラインを活用した利活用の仕方はあるのではないかと思います。ただ、これも補助事業を受けています。またスズキ自動車から相当な寄付もいただいています。そういう条件にあうかどうかというのは、今後検証していかなければならないので、ご理解いただきたいと思います。

※紙幅の関係でここに載せられなかった部分が多くあります。ぜひユーチューブもご覧ください。

かすが たかし  
春日 隆司 議員



# 先人が築いてきた「循環型森林経営」がくずれている

町長 非常に困難で、あくまで目標である

「循環型森林経営」を守り、よい形で次世代へ

**質問** 先人が大変苦勞して築いてきた循環型森林経営（毎年50畝伐つて植える）がくずれています。担い手となる森林組合（以下「組合」）の労務班も3分の1に。

町長の時代でくずしているのでしょうか。これを守りよい形で次世代に伝えるという役割があるのではないのでしょうか。

**町長** 非常に困難で、それはあくまでも目標値としている数値であります。

**再質問** 半世紀かけて築いてきたものです。なぜ、努力して次に伝えようとしないのででしょうか。挑戦する気構えを持ち、しっかりと次世代へつなげていくことが必要と思います。

森林経営の担い手となる森林組合との関係をどう構築するのでしょうか。町民の財産である町有林の収支を明確に示してほしいと思います。

**町長** 不明瞭なところがあ

証しながら、今後明確にできるように進めてまいります。

## 林業センター取り壊し

**質問** 林業センターは産業の核エリアとして森林組合に入っていたいただいた経緯があります。議会から「しっかりと森林組合と協議して対策方針を策定すべき」と意見を付しているが、協議せず令和4年度に取り壊す方針を示したがどうなっていますか。

**町長** 色々な方法論があると思います。今回は町の考え方を示し進めてきました。今後森林組合と議論しながら、どういう選択肢があるのかしっかりと定めていきたいと思えます。

## 移住政策を改めるべき

**質問** 転入者が多くなっている一方、平成22〜26年とその後の5年間の転出入を比べると転出者が非常に多く、また働く世代が減っている問題があります。移住

者受入の情報発信を見ると「怒られたら取り下げよう、やったもん勝ち」と。こういう形で受け入れているのが実態。税金を投入しての政策。単に誰でもいいから足腰の強い移住政策に方針を改めるべきではないでしょうか。

**町長** 数字だけ捉えると非常に厳しいものがあるが、受け皿のシンクタンクをつくりながら、相談窓口を設け、これまでも60数名の方々に移住していただきました。移住政策は今後も維持しながら進めていきたいと考えています。コロナ禍の中で、移住希望者が増えていきます。条件をしっかりと聞きながら、条件に見合う環境整備を進めてまいります。

## 魅力ある施策を

**質問** 下川が今まで築いてきた魅力は魅力でなくなってきました。これからは町長自らつくり上げなければなりません。それはみんなです。良いまちをつく

るための決意をお聞きします。

**町長** 総合計画、私の公約も含めてそういう方向性をつくっていきたくと思っています。

## 求められる「実態を公開」する姿勢

**質問** 菓子事業の中止で、令和元年12月議会「町長の行政に関する信頼回復」を決議しました。それから約1年間正式手続きが取られないまま、議会の指摘に町長は「先方と連絡が取れないからどうしようもない」と。そして再指摘でやっと行動に移し、10月末、正式に契約破棄。なぜ町民への報告（行政報告）をしないのでしょうか。

**町長** 最終的に連携協定を閉じさせていただいた。事務的に終えたということ。町民へ報告をしないとの結論に至りました。

**再質問** 町民に知らせない姿勢は民主的な町政ではないと思います。





おぼろ よしおき  
小原 仁興 議員

## 議会基本条例で町長の所感を伺う

町長 議会として検討していることは認識している

### 町民懇談会の中止について

**質問** 本年の町民懇談会は、コロナの影響により中止となりました。以下の三点を質問します。

- ① 「町長へのメッセージ」は何件あり、どのような内容だったのか。
- ② 町民懇談会は中止となったが代替となる手段はなかったのか。
- ③ 今後も状況が変わらなかつた場合、中止が町民にとって最善の方策であるのか伺います。

#### 町長

① 6名から7件のご意見やご質問をいただきました。「林業総合センター廃止に向けた経過」「認定こども園運営」「認定こども園体力作りの充実」「災害に備えた湧水利用」「結婚観」「下川中学校手洗いの温水設置」「コロナ禍の健やかな暮

らしと除草剤の使用」でした。

- ② ぎりぎりまで実施をする事で進めてきましたが、新型コロナウイルスが収束せず「町長へのメッセージ」として、ご意見を募ったところでです。
- ③ 今後におきましても新型コロナウイルスの収束が見えなければ開催は控えさせていただきます。

#### 再質問

町長へのメッセージ

「ジ」は、町民懇談会に参加できなかった人も発言の機会があり良いことだと評価します。今後も町民懇談会と並行してこの取り組みを続けた方が良いのではないのでしょうか。

#### 町長

町民懇談会が中止となる形の中で、この形が最善だと考えています。今後の進め方の中で協議をしてまいりたいと思います。

### 議会基本条例について

#### 質問

下川町議会では、議会基本条例について制定に向けて検討が進められておりますが、

- ① 議会基本条例の成案にむけて、町長の所感を伺います。
- ② 議会基本条例は行政も議会対応が必要ですが情報交換や収集、役場内部の指示はあったのか。
- ③ 議会基本条例と自治基本条例の整合性・ローリングを含めた改正に対応する意思があるのか伺います。

#### 町長

① 議会として、町政運営の「車の両輪」として議会活動の活性化と議論を充実させるとともに、情報公開と町民参加の推進に努め、精力的に制定に向けた検討を進められていると認識しています。

② 議会基本条例制定後については適切な対応をするため情報交換・情報収集も必要であると認識して

います。

- ③ 町政運営の最高規範と位置づけられている自治基本条例の趣旨を尊重し、整合性を図り、適切な時期に町民参加を推進し、町民の意見が反映された議会基本条例の制定がされていると考えます。条例制定後には、自治基本条例は必要に応じて適切に対応して参りたいと考えております。

#### 再質問

議会基本条例は、

行政も議会も、そして町民もこの仕組みができることで良かったとする事が前提であり、満足度の高い議会になるよう、行政も協力的に取り組んでいただきたい、町長の考えを伺います。

#### 町長

下川町議会が議会基本条例をつくるということは、大変画期的なことですが、町としても整合性を図らせていただながら、議会基本条例を進めていただければと思います。

あびこ ひろまさ  
我孫子 洋昌 議員

## 様々な意見、答申を 予算・施策に反映されているか

町長 非常に参考になるが、予算編成上の制約がある

**意見・答申等は予算案に反映されているか**

**質問** ①議会が指摘した項目や、町民会議、審議会等からの意見・答申、公区要望等は、新年度の予算編成、施策にどのように反映しますか。

**町長** 決算監査の意見、議会決算認定特別委員会の審査意見、公区要望や総合計画審議会等の意見等を十分考慮して予算編成を行うよう指示しています。

**再質問** 議会や各種会議等からの意見で、町政運営に役立つものはありましたか。

**町長** 住民の皆様の声や議会からの意見は非常に参考になります。全体的に義務的な経費が非常に高まっていますので、相当工夫して予算編成をしなければならぬことをご理解下さい。

**質問** ②今年度実施できなかった事業は、次年度どのように取り扱いますか。

**町長** 次年度は感染症が収束している前提で、必要な事業は再開・継続・発展に

向けて実施する考えです。

**再質問** 今年度までに完成する「SDGsの進捗度を測るインディケータ」の開発は、予定通り進んでいきますか。

**政策推進課長** 限られた時間の中で、取り組みを進めているところです。

**町内企業等の存続に向けた支援策について**

**質問** ①近隣の製紙工場の撤退が表面化してからの存続活動が奏功しませんでした。やはり日頃から危機感を持って行動すべきだと思います。下川に立地した企業との関係を継続する施策はどのようなものですか。

**町長** 条例に基づき必要な支援を講じるとともに、企業が活動しやすい環境の創出、経済交流や友好交流等を通じて、良好な関係を継続したいと考えます。

**再質問** 企業からの具体的な要望に、町が応えた施策はどのようなものですか。

**町長** 制度の中で縛りがあるものについて、手続きを町が支援している事例です。

**質問** ②町内に本社・事業所を持つが、複数の自治体で事業を行う企業に対しても支援が必要だと考えます。物流や人材確保の面で条件不利地の下川町で企業が活動を続けるための支援策で特別なものはありますか。

**町長** 特別なものは無いかもしれませんが、規制や手続関係が多くあるため、町が優位性を持つて企業に提供することが大事です。そのため情報共有、情報交換が必要だと思います。

**質問** ③産業活性化支援機構が窓口として実現した町内の事業承継の実績と、今後の推進方を伺います。

**町長** 当該組織は組織としては事業承継の推進に取り組んでいません。今後は、多様な仕事を組み合わせ、地域全体で雇用を創出し、様々な事業所へ派遣する「特定地域づくり事業」に取り組むことで、事

業承継も視野に入れ、地域産業、地域社会の担い手確保につなげたいと考えます。

**再質問** 人材不足を含め、廃業を防ぐことが、下川町の重要な課題だと思います。現在の課題、将来的な課題の両方に対し、町民、事業所や個人、様々な方が将来に向けて希望を持てるメッセージを町長から出していただきたい。

**町長** 企業経営者がしっかりとした理念のもと、賃金体系、休暇、労働環境、福利厚生など条件整備をしていかないと人材がなかなか集まりません。町として制度の中で何を支援できるかをしっかりと考えたいと思います。

もう一つ大きな課題は、コロナ禍で事業を進めていくということが非常に困難な事業者を緊急的にサポートすることが必要ではないかと考えています。

特にサービス業を支援できる体制を作ってまいりたいと思います。





さいとう よしのぶ  
齊藤 好信 議員

## 感染者への誹謗中傷などが 起きてはならない

町長 正しい知識の普及、注意喚起、教育の強化が大事である

コロナ禍における市民の  
生活を守る支援について

**質問** 道北地域でも新型コ  
ロナの感染が広がりを見せ  
ている中で、いつ町内で感  
染者が出ても不思議ではな  
くなりません。しかし、万  
が一感染者が出たとしても  
個人への理不尽な誹謗中傷  
や差別化等の個人攻撃など  
が起きてはなりません。町  
長として差別を防ぐための  
強い表明をすべきと考えま  
すが見解を伺います。

**町長** これらの差別・偏見  
等の防止には、感染症に関  
する正しい知識の普及、注  
意喚起・教育の強化を行う  
ことが大事です。今後も、  
人権に配慮した言動を願  
いしていきます。年末年始  
にもメッセージを発信する  
予定です。

**再質問** ワクチンの円滑な  
接種予防法について、実施  
主体は市町村、費用は国が  
負担します。冷凍庫など保

管施設が必要だと思いま  
すが、取り組んでいきますか。  
**町長** 国や道から説明資料  
が届くものと思います。そ  
の指示に従いながら取り組  
みたいと思っています。

**再質問** 在宅介護の家庭で、  
介護者が感染若しくはその  
疑いがある場合、被介護者  
の行き先はどうなるのでし  
ょうか。一時的に預かるこ  
とが必要になるのではない  
でしょうか。感染した介護  
者が戻るまで、被介護者を、  
ショートステイや、あけぼ  
の園、町立病院で預かるこ  
とはできないでしょうか。

**町長** 町民が感染した場合、  
保健所の指示を仰ぐこと  
になります。

**保健福祉課長** 介護者が感  
染者になった場合、被介護  
者は濃厚接触者になるため  
あけぼの園、病院の受け入  
れは難しいが、面倒を見な  
いという事ではなく、家族  
や保健所と相談しながら協  
議していきます。

病院事務長 厚労省から感  
染の疑い若しくは濃厚接  
触の方は、都道府県から指  
定のあった病院でなければ  
受け入れできないとされて  
います。近隣では名寄市立  
総合病院になります。

**再質問** 帰省自粛が求めら  
れている中で成人式は、  
対象者、家族の立場になる  
と、環境が整った時期に行  
うという選択肢もあるの  
ではないでしょうか。

**町長** 十分に感染症対策を  
行います。町内で様々なこ  
とを考慮した結果、感染症  
対策を徹底して行う結論に  
至りました。

**再質問** 国の、三次補正で  
コロナ対策交付金が予算化  
された場合、自粛生活を余  
儀なくされている高齢者及  
び非課税の低所得者を対象  
として、燃料費関係の支援  
の考えはないでしょうか。

**町長** 福祉灯油に限らず対  
策を検討しなければならま  
せん。福祉灯油はまな板に

上げて協議したいと思いま  
す。

**再質問** 感染症対策として、  
マスク着用、手洗い、三密  
を避けるなどの生活様式は  
今後も続くことが予想され  
ます。学校、施設等の手洗  
い場の蛇口のハンドルを接  
触度が少ないレバー式にす  
るなど環境整備が必要では  
ないでしょうか。

**町長** 整備をするなら、非  
接触型にしたいと思ってい  
ます。

**再質問** 国の総合経済対策  
で、ひとり親への5万円支  
給が決定したが、町の該当  
者で申請漏れはないでしょ  
うか。

**保健福祉課長** 北海道と下  
川町は連動して進めていま  
す。町の該当者は把握して  
いるので、申請漏れはない  
と思われま

総務産業  
常任委員会

10月5日・6日  
町内所管  
事務調査  
結果報告

体育施設（野球場）運営管理  
状況について

昨年度から本年度にかけて野球場内野部分の路盤を改良するため、町野球連盟、指定管理者、教育委員会が連携して不陸ならしや土の搬入を行った。

所見

現在の利用実績では球場改修に多額の町費を投じることが困難であるが、町野球連盟などの協力を得て最小の町費で整備する地道な取り組みを評価したい。

原木保管土場について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて滞留する原木を保管するため、森林管理署

と共同して保管場所を整備するもの。面積は5,000㎡となっており、このうち、森林管理署が使用する面積は5,000㎡未満となっている。敷地中央に搬入用道路を設置し、その両側に原木を高さ4m程度にはい積みする。敷地の周囲を高さ1・5mの木柵で囲う。

所見

周辺住民への説明を終えて一定の理解を得ていると思われるが、利用に際しては騒音等の被害が発生しないよう、作業等の時間などに配慮していただきたい

林業総合センターの状況について

昨年度、雨漏り発生個所の調査により、同センターの森林組合事務所の上部屋根の沈下が判明した。現在は、森林組合事務所の天井が下がらないように鉄管により補強している。今回の調査では、屋根裏及び事務所の内部を視察し、雨漏り跡や沈下の状況を現認した。

所見

応急処置をしているが、具体的な対策方針が策定されていない。屋根の崩落など大きな事故が起こる前に、一刻も早く森林組合と協議して対策方針を策定すべきである。

財政状況

国勢調査の人口が2021年の交付税に反映される。2021年の交付税予算額では4,000億円程度増額される全国的には増える見込みがある。人口減少と経済状況により変動する。今後の大きな改修では、上下水道の更新が大きい。大規模投資案件の予定はないが町長判断として町民や議会にお諮りする。行革は、直営が多く施設老朽が進んでいるなど状況を鑑み進める。

総合所見

議会や委員会等で指摘した事項や意見等は速やかに検討すべきである。

※調査の一部を抜粋して掲載しています。

編集後記

あけましておめでとうございます。昨年、コロナ禍により怒涛のよう過ぎた一年でした。今年はオリンピックが開催されるのでしょうか。この議会だよりをみなさんが手に取る頃は、中国やアメリカの火星探査が、話題になっているかも知れません。もちろんアメリカの大統領も決まっているでしょう。対中制裁を緩和して、早く経済を回してほしいものです。

去年は友人、家族、仕事先とも会う機会が減りました。初めてZoomの会議も経験しましたが、改めて人と人が直接会って、対話をするこの大切さも学びました。技術の進歩も大切ですが本当に大切なものを見失わないようにしていきたいと思えます。皆さまにとって実り多き一年となりますように。(中田)



議会広聴広報特別委員会  
(議会だより編集委員会)

委員長	なか	た	ごう	のすけ
副委員長	お	ぼら	よし	おき
委員	あ	び	ひろ	まさ
	孫	子	洋	昌



# 下川町議会基本条例(案)パブリックコメント実施要領

1. 目的 町民に開かれた議会を目指して広く町民から意見をいただき、それら意見等を参考に議会基本条例を制定します。

2. 資料及びその公表の方法等

(1)公表する資料 「下川町議会基本条例(案)」、「下川町議会基本条例(案)の特記解説」

(2)公表の方法

①各戸回覧、②下川町議会ホームページへ掲載、③議会事務局（役場庁舎3階）

④情報告知端末による告知

3. 意見を募集する期間 **令和3年2月1日(月)～令和3年3月1日(月)**

4. 提出できる方 ※(1)～(5)のいずれか該当する方

(1)町内に住所を有している方、(2)町内に事業所を有する方、(3)町内の事業所に勤務している方、

(4)町内の学校に在学している方、(5)町税を納税されている方

5. 提出方法

(1)意見書の様式 別紙「意見提出様式」に次の必須事項を記入してください（任意の様式でも構いません）。なお、必須事項（①～⑤）が欠けている場合、パブリックコメントとして扱えない場合があります。①表題「下川町議会基本条例(案)に対する意見書」、②住所（法人等の場合は所在地）、③氏名（法人等の場合は名称）、④電話番号（告知端末番号可）、⑤意見本文  
※電子メールにより提出する場合は、電子メールの「件名」にこの表題を入力してください。

(2)意見書の提出先 つぎのいずれかによりご提出ください。なお、電話又は口頭等によるご意見は、パブリックコメントとして取り扱うことができません。

①持参：下川町議会事務局（役場庁舎3階）、

②郵送：〒098-1206 下川町幸町63番地 下川町議会事務局、③ファクシミリ：01655-4-2517、

④電子メール：[s-gikai@town.shimokawa.hokkaido.jp](mailto:s-gikai@town.shimokawa.hokkaido.jp) ※受信を確認した旨の電子メールを議会事務局から送信します。電子メールが届かない場合は、議会事務局までご連絡ください。

6. ご意見の取扱い

(1)ご意見等に対し個別に回答することはありません。募集期間が終了した後、意見を一覧表にまとめ、下川町議会の考え方を付して下川町議会ホームページに公表します。

(2)個人（又は法人等）の権利又は利益を害するおそれのある意見については、公表しないことがあります。

(3)意見書を提出した方の氏名等の情報は、公表しません。また、情報を他の目的で使用することはありません。

7. その他

(1)下川町議会基本条例の制定にあたり、専門的見地からのアドバイスを受けています。

(2)上記のほか、パブリックコメントの実施に関する手続きに関しては、「下川町パブリックコメント手続規則」の定めによります。

【問い合わせ先】

下川町議会事務局 電話01655-4-2511内312 または 告知端末番号4251108

# 下川町議会基本条例(案)の特記解説

## 議会基本条例の位置づけ

下川町議会基本条例は、議会の役割と責務を明らかにした「町民に対する約束」として、下川町議会の最高規範として、議会運営の原則や町民と議会、議会と町長との関係等を明文化したものです。本条例は町民と育てる条例として必要に応じて改正します。

### ◆条例制定までの経過

議会では、「全員協議会」、「本会議録画のインターネット配信」、「議会モニターの設置」、など議会活性化に取り組んできました。令和2年度に議会活性化等調査特別委員会を設置して条例(案)を策定し、令和3年3月定例会の議案提出を予定しています。

### ◆特記解説

#### ・第5条(委員会の活動原則)第3項

会議及び資料を公開します。

#### ・第7条(議員の政治倫理)

倫理性を常に自覚するため、別に条例で定めます。

#### ・第8条(通年議会)

1年間を一会期とし議長が議会を開会します。「定例会」は「定例会議」、「臨時会」は「臨時会議」に変更され、議員は会期や日程に関わらず常任委員会の開催などの議員活動を行うことができます。

#### ・第9条(議長、副議長の所信表明)

初議会で議長と副議長の選挙を行うとき、議長並びに副議長の候補者の所信を公開します。

#### ・第14条(通報者の保護)

議会は、議会に通報した町民を保護して事実関係を調査するものです。

#### ・第16条(議会環境の整備)

議員として町政に参画しやすい議会の環境を整えるものです。

#### ・第18条(議員白書と公表)

1年ごとに議会と議員の活動を「議会白書」にまとめ、評価し、公表します。

#### ・第19条第4項(町長の反問権)

一般質問において、町長は議員に対し質問趣旨などを確認することができます。

#### ・第20条(文書質問)

議員は町長に文書により質問できます。質問及び回答の内容は公表します。

#### ・第22条(事業別説明資料の提出)

議会は、決算と予算の連動性を高めて審査するため、関係資料を求めることができます。

#### ・第25条(議決事件)

法定の議決事件のほかに条例で定めることができる議決事件として、従前の総合計画や定住自立圏協定の改廃などに加えて、包括連携協定や森林整備計画などを追加しました。

#### ・第26条(議員定数と議員報酬)

定数と報酬は議員が提案します。その場合は町民参加などを十分に活用します。



# 下川町議会基本条例（案）

## 目次

### 前文

- 第1章 総則（第1条-第2条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第3条-第7条）
- 第3章 議会の会期と運営（第8条-第12条）
- 第4章 町民と議会の関係（第13条-第18条）
- 第5章 町長等と議会の関係（第19条-第25条）
- 第6章 議員定数・報酬（第26条）
- 第7章 最高規範性及び議会改革の推進手続（第27条-第29条）
- 第8章 補則（第30条）

### 附則

下川町議会（以下「議会」という。）は、町民によって選ばれた議員で構成し、下川町自治基本条例（平成18年下川町条例第19号）による議会の役割と責務に基づき、町長をはじめとするすべての執行機関（以下「町長等」という。）と緊張関係を保持しながら、町の意味決定機関であることを認識して活動します。

また、議会は、町民への積極的な情報の公開、共有と説明責任の遂行により、町民の意思を的確に把握し、討議を通じて最も有益な結論に導いていく責務があります。

よって、議会は、「開かれた議会、切磋琢磨する議会、自由で活発な議論が展開される議会、政策提言ができる議会、町民の声を行政に反映する議会」をめざすため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、議会及び議員活動の活性化と充実のために必要な議会活動の基本事項を定め、議会の役割を明確にするとともに、町民全体の福祉増進と持続的なまちづくりの進展に寄与することを目的とします。

### （基本理念）

第2条 議会は、町民の代表としての負託に応え、大局的な視点から意思決定し、真の住民自治の実現に取り組みます。

- 2 議会は、政策形成及び提言機能を積極的に果たします。
- 3 議会は、充実した議員間の討議を行って議事機関としての責任を果たします。
- 4 議会は、町民の意思を町政に反映することを念頭において、議会の活性化に取り組みます。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### （議会の活動原則）

第3条 議会は、議員の合議機関として、常に公平性、透明性及び公開性を確保して活動します。

- 2 議会は、町政全般を把握し、適切な行財政運営について、監視、批判及び評価を行います。
- 3 議会は、町民の意見及び要望の把握に努めるとともに、政策立案、提言及び条例提案等を積極的に進めます。
- 4 議会は、意思決定に当たり、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるととも

に、論点及び争点を明らかにして、町民に対する説明責任を果たします。

5 議会は、議案の審査や行政に関する調査のために必要な専門的な内容の調査を、学識経験者等の専門家の協力を求めます。

6 議会は、町民にわかりやすく、かつ、開かれた議会運営に努めるとともに、町民参加を実施します。  
(議員の活動原則)

第4条 議員は、議会の構成員として、町全体の発展、町民福祉の増進をめざして活動します。

2 議員は、町民から負託された責務を深く自覚し、学びと議論を深め、自己の能力、資質の向上に努めます。

3 議員は、町政の現状と課題について、町民に対して説明責任を果たすとともに、町民の意見を的確に把握して、これらを政策提言及び議会審議に生かします。

4 議員は、議員独自及び議員間の協力による調査研究を深め、政策、条例、意見等の議案を提出するよう努めます。

(委員会の活動原則)

第5条 下川町議会委員会条例(平成19年下川町条例第1号)に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)は、適切な運営により機動力を高めます。

2 委員会は、委員相互の自由で活発な議論によって、所管する課題について論点・争点を明らかにするとともに、積極的に政策提言を行うよう努めます。

3 委員会は、審査及び調査に当たっては、会議及び資料等を公開し、町民にわかりやすい議論を行います。

4 委員会は、町民に対し審査の経過及び所管する課題等に対処することを目的に意見交換会等を開催することができます。

(議員研修の充実強化)

第6条 議会は、議員の政策立案及び提言能力を高めるため、研修を実施します。

2 議会は、前項の研修を実施するに当たって、学識経験者等の協力を要請することができます。

(議員の政治倫理)

第7条 議員は、二代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使しません。

2 前項の規定に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

### 第3章 議会の会期と運営

(通年議会)

第8条 議会は、議会の主体性と機動性を高めるため、通年会期とします。

2 通年会期に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

(議長、副議長の所信表明)

第9条 議会は、議長、副議長の選出に当たり、それぞれの職を志願する者が公開の場で所信表明する機会を設けます。

(傍聴等の原則)

第10条 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行います。

2 議会は、町民の傍聴に関して、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴意欲を高める議会運営を行います。

3 傍聴に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

(災害等への対応)

第11条 議会は、災害等が発生したときは、下川町議会災害等対策連絡会議を設置することができます。



2 下川町議会災害等対策連絡会議に必要な事項は、別に議長が定めます。

(議会議務局の体制強化)

第12条 議会は、議員の政策提言及び議会活動を充実するため、議会議務局体制の強化に努めます。

#### 第4章 町民と議会の関係

(情報の公開)

第13条 議会は、議会活動に関する情報を公開し、町民と情報を共有します。

2 議会は、町民に対して説明責任を果たすため、議会における議員の活動状況に係る情報を提供します。

3 議会は、原則として全ての会議を公開します。ただし、公開しない場合には、その理由を説明します。

(通報者の保護等)

第14条 議会は、町民が、何人かが町政の公正を妨げ、または不利益を及ぼすなど、町に対する信頼を損なう行為が行われていることを議会に通報した場合は、通報した者の保護を図り、調査が必要と判断した場合は、適切な方法によって事実関係を調査します。

2 通報者の保護や事実関係の調査に関し必要な事項は、別に議長が定めます。

(町民の参加と連携)

第15条 議会は、町民との交流を深め、連携を強めるために、町民、団体、NPO法人等との意見交換の場を多様に設けて、広く意見を聴取し、議会活動に反映します。

2 町政の現在と未来にとって重要な事件の議決に当たっては、公聴会制度、参考人制度等を活用し、町民の意見を聴取するよう努めます。

3 議会は、請願、陳情を町民による政策提案と位置付けて、審査において必要と判断したときは、提案者の意見を聴くことができます。

(議会環境の整備)

第16条 議会は、町民が議員になって活動することに意欲をもち、また議員として活動しやすい議会環境の整備に努めます。

(広聴広報活動の充実)

第17条 議会は、町政に係る論点、争点の情報を議会の視点から、多様な手段と方法を用いて町民に周知します。

2 議会は、町民の多くが町政への関心を高めることができるよう、広聴広報活動の強化に努めます。

3 議会は、議会や町政に対する町民の多様な意見、批判、提案等を受け、これらを議会の諸活動に反映するため、議会モニターを設置します。

4 前項の議会モニターに関して必要な事項は、別に議長が定めます。

(議会白書と公表)

第18条 議会は、議会及び議員の活動内容を公表し、議会活動の活性化を図ります。

2 議会は、議会の活動状況を議会白書としてまとめ、1年ごとに公表します。

3 議会は、議会活動を自己評価し、その結果を1年ごとに公表します。

#### 第5章 町長等と議会の関係

(町長等と議会、議員の関係)

第19条 議会及び議員は、二元代表制における町長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会機能を十分発揮した議会活動を行うことにより、審議における町長等との緊張関係の保持に努めます。

2 本会議及び委員会における議員と町長等との質疑応答は、事実関係を正確に把握したうえで論

点、争点を明確にして行います。

- 3 一般質問での議員と町長等との質疑応答については、一問一答方式で行います。
- 4 町長は、一般質問において質問の趣旨、内容の確認、質問の背景及び根拠を確認するため、議長の許可を得て反問することができます。
- 5 質問通告者は、事前通告の内容に関わらず、町長の町政執行方針（予算編成方針を含む。）及び教育長の教育行政執行方針について、一般質問で取り上げることができます。
- 6 議会は、本会議等における議員の一般質問、議案審議における町長等の答弁について、必要と認められたときは、その後の町長等の対応を調査し公表します。
- 7 前項の公表に関して必要な事項は、別に議長が定めます。

（文書質問）

第20条 議員は、通年議会を活用し休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し、文書質問を行うことができます。

- 2 議会は、文書質問の内容及び町長等の回答を議会だより、議会ホームページ等により公表します。

（政策形成過程等の説明）

第21条 議会は、町長等が提案する重要な政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）について、充実した議会審議を行うため、次に掲げる政策形成過程の資料を求めることができます。

- (1) 政策等の発案者
- (2) 町民参加の実施の有無とその内容
- (3) 下川町総合計画若しくは 国・北海道の計画との整合性
- (4) 将来にわたる財政計画とコスト計算及び財源措置
- (5) 広域行政（広域圏、一部事務組合）との整合性
- (6) 他の自治体の類似する政策等との比較・検討

- 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、論点・争点を明確にし、特に執行後に想定される状況を重視して審議を行います。

（事業別説明資料の提出）

第22条 議会は、予算及び決算の審議を効果的に行うため、町長等に対して、当該年度予算の事業別説明資料とともに、これら予算事業を過年度予算で執行した事業の評価及び総合計画に掲載した事業との関連を示す資料を求めることができます。

（評価の実施）

第23条 議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等の評価（以下「議会の評価」という。）を行います。

- 2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示します。

（政策提言活動の強化）

第24条 議会は、政策立案機能の強化に努め、町政の発展と町民福祉の増進をめざして、条例の提案、議案の修正、決議等の政策提言に積極的に取り組みます。

（議決事件）

第25条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の議決事件について、次のとおり定めます。

- (1) 下川町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画
- (2) 定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告
- (3) 包括連携協定（ただし、協定先が会社法（平成17年法律第87号）第2条第1号に規定する会社に限る。なお、締結前に議決することが困難である場合は、締結後において承認を求めるものとする。）

- (4)下川町森林整備計画（軽微な変更を除く。）
- (5)下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（施策および事業の変更を除く。）
- (6)下川町公共施設等総合管理計画（指標または目標値等の数値の変更を除く。）

## 第6章 議員定数と議員報酬

### （議員定数と議員報酬）

第26条 議員定数及び議員報酬は、別に条例で定めます。

- 2 議員定数と議員報酬の改正に当たっては、本条例で定めた各種の町民参加、参考人制度及び公聴会制度並びに町民意向調査などを十分に活用します。
- 3 議員定数の改正に当たっては、地方自治法に基づく町民の直接請求があった場合を除き、議員が提案します。
- 4 報酬の改正に当たっては、議員が提案します。

## 第7章 最高規範性及び議会改革の推進手続

### （最高規範性）

第27条 この条例は、議会運営の最高規範であり、議会に関するいかなる条例、規則、訓令等もこの条例の理念に従わなければなりません。

- 2 議会は、議員にこの条例の理念と実行方法を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに研修を行います。

### （付属機関の設置）

第28条 議会は、第26条に規定する議員定数及び議員報酬のほか、議会の活動に関し、審査、諮問又は調査のために必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験者等で構成する付属機関を設置します。

### （議会改革の推進）

第29条 議会は、この条例の目的が果たされているか議会運営委員会及び全員協議会において1年ごとに検証します。

- 2 議会は、検証の結果、制度の改革が必要と判断した場合は、適切な措置を講じます。
- 3 議会は、この条例を改正に当たっては、常に町民とともに育てる条例であることを意識して、理由を説明します。
- 4 議会は、議会改革を系統的に推進するため、先進議会の調査研究に取り組みます。

## 第7章 補則

### （委任）

第30条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### （下川町議会定例会条例等の廃止）

- 2 下川町議会定例会条例（昭和22年下川町条例第12号）、下川町議会会議規則（平成19年下川町議会規則第1号）及び下川町議会の議決すべき事件に関する条例（平成23年下川町条例第9号）は、廃止する。



(別紙 意見提出様式)

下川町議会基本条例(案)に係る意見

令和 年 月 日

下川町議会事務局 宛て

〒098-1206 下川町幸町 63 番地

FAX : 01655-4-2517 メールアドレス : s-gikai@town.shimokawa.hokkaido.jp

※郵便、FAX、電子メールまたは持参のいずれかでご提出してください。



提出者	住 所	〒
	氏 名	
	電話番号(情報告知端末番号)	
	電子メールアドレス	

下川町議会基本条例(案)に関し、以下のとおり意見を提出します。  
(別紙に記載する場合は「別紙に記載」としてください。)

切り取り線

意見の内容
<p>( _____ ) について</p>

(コピー可)